

厚木市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17の規定に基づき、家庭的保育事業等に対して実施する指導監査について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(対象)

第3条 指導監査の対象は、次に掲げる事業とする。

- (1) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (2) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (3) 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
- (4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(方針)

第4条 指導監査は、児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（平成27年12月24日付け雇児第1224第2号）の内容に留意しつつ、本市における家庭的保育事業等の運営の実情を踏まえ、重点的かつ効率的に実施するものとする。

2 指導監査の実施に当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該年度の重点事項等を含む実施方針
- (2) 前号の実施方針等を踏まえた実施計画

(体制)

第5条 指導監査班は、2人以上の職員をもって編成するものとする。

(指導監査事項)

第6条 指導監査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 事業所の運営管理
- (2) 利用者の処遇
- (3) その他必要な事項

(種類)

第7条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

(方法等)

第8条 一般指導監査は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 厚木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年厚木市条例第18号）に定められた基準の遵守に関して、年1回実地により検査すること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、前年度の指導監査結果等から良好に運営されていることが認められる場合は、実地による検査を2年に1回とすることができるものとする。ただし、実地による検査をしない年にあっても、指導監査資料等（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、必要と認める場合は、随時に実地により検

査することができるものとする。

- (4) 資料を指導監査実施日の2週間前までに提出させること。
 - (5) 事前に提出された資料を基に、当該事業所の運営状況等に関して、幹部及び関係職員(以下「代表者等」という。)からの説明を求め、関係書類等について検査すること。
- 2 特別指導監査は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に、特定の事項について重点的に実施するものとし、実地により検査する。
- (1) 通報、苦情及び相談等に基づく情報により、具体的な事業運営の不正又は著しい不当を把握することができ、又は違反が疑われる蓋然性があると認められる場合
 - (2) 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否した場合
 - (3) 一般指導監査における指摘事項について、改善が認められない状況が継続した場合
- (実施通知)

第9条 指導監査の実施に当たっては、次に掲げる事項を当該事業者に対し、原則として指導監査を実施する日の1箇月前までに文書により通知するものとする。ただし、特別指導監査を実施する場合には、この限りでない。

- (1) 根拠規定
 - (2) 対象施設
 - (3) 実施日時及び場所
 - (4) 指導監査職員の氏名
 - (5) 事前に提出する資料及び提出期日
 - (6) 当日に準備すべき書類等
- (講評)

第10条 指導監査を行う職員は、指導監査終了後、代表者等に対して講評及び必要な助言、勧告又は指示を行うものとする。

(報告書)

第11条 指導監査を行う職員は、指導監査の結果について、速やかに報告書を作成しなければならない。

(結果通知)

第12条 指導監査を実施した結果は、文書により当該事業者に通知するものとする。この場合において、改善報告を要する指摘事項があるときは、当該改善状況の報告期日を定めて通知するものとする。

(公表)

第13条 指導監査の結果等については、市のホームページに公開するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。